

LN118-C

2000 年第 118 號法律公告

《2000 年儲稅券 (利率) (第 4 號) 公告》

(根據《儲稅券 (第 4 系) 規則》(第 289 章, 附屬法例)

第 7(2)(h) 條訂立)

1. 訂明利率

儲稅券如於 2000 年 5 月 2 日或該日後發出, 則其利率須為年息 5.0625%。

2. 修訂附表

《儲稅券 (利率) (綜合) 公告》(第 289 章, 附屬法例) 的附表現予修訂——

(a) 在第 103 項中, 在 "該日後" 之後加入 "而在 2000 年 5 月 2 日前";

(b) 加入——

"104. 2000 年 5 月 2 日或該日後 年息 5.0625%"。

庫務局局長

俞宗怡

2000 年 4 月 25 日

註 釋

本公告將在 2000 年 5 月 2 日或該日後發出的儲稅券的利息的年利率定為 5.0625%。